

# 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年8月20日  
能代市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

能代市の農業は、水稻を主体とした複合経営の確立を目指しており、農地の集積、集約による効率的な生産及び経営の規模拡大が求められている。

以上を踏まえ、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域の特性に配慮しつつ、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、能代市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を図るとされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員および推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### （1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成30年4月)	7,551ha	11.8ha	0.16%
3年後の目標 (平成33年4月)	7,509ha	4.7ha	0.06%
目 標 (平成35年3月)	7,410ha	0.0ha	0.00%

注1：管内の農地面積(A)の現状は、耕地及び作付面積統計（農林水産省作物統計調

査)における耕地面積に「遊休農地面積(B)」を加えた面積を記載。

## 【目標設定の考え方】

平成28年4月1日に全国農業会議所が策定した「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動推進要領」の中で運動の目標として、「遊休農地ゼロに向けた取り組み強化」と定めていることから、これに準じて5年後の遊休農地の面積は、0haを目標とする。

### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

#### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員及び推進委員は、農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施することとし、毎年8月頃を利用状況調査月間と位置付け、マスコミ等により主旨を周知する。利用状況調査終了後に、速やかに協議・検討会を実施し、農地のマッチングなど、農地の流動化を図る。なお、従来から日常的に利用状況調査の中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査月間の時期にかかわらず、適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

#### ②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続を行う。

#### ③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、所有者の意向に配慮しながら速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成 30 年 4 月)	7, 5 4 0 h a	4, 1 7 6 h a	5 5. 4 %
3 年後の目標 (平成 33 年 4 月)	7, 4 9 7 h a	5, 2 5 5 h a	7 0. 1 %
目 標 (平成 35 年 3 月)	7, 4 6 9 h a	5, 9 7 5 h a	8 0. 0 %

注 1 :管内の農地面積(A)の現状は、耕地及び作付面積統計(農林水産省作物統計調査)における耕地面積を記載。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ①「人・農地プラン」への積極的な参画について

地域における人と農地の問題解決のための「人・農地プラン」へ、農業委員及び推進委員の立場で積極的に参画し、認定農業者等地域の中心となる経営体への位置付けやそれぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成・見直しに協力する。

#### ②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等について、農地中間管理事業の活用を促進する。

なお、農地中間管理事業の促進に当たっては、各地域で開催する会合等を通して事業のPRを図り、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを進める。

#### ③農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取組を推進する。

#### ④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)	新規参入者数累計 (新規参入者取得面積累計)
現 状 (平成 30 年 4 月)	8 人 (7. 2 h a)	
3 年後の目標 (平成 33 年 4 月)	5 人 (7. 5 h a)	1 5 人 (2 2. 5 h a)
目 標 (平成 35 年 3 月)	5 人 (7. 5 h a)	2 5 人 (3 7. 5 h a)

注：現状は、平成 2 9 年度の新規就農者数及び面積。

#### 【目標設定の考え方】

本市の「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」（平成 29 年 12 月）の目標である年間新規就農者数に準じた。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ①関係機関との連携について

秋田県農業会議、農地中間管理機構、市や J A 等の関係機関と連携し、情報の共有を図り、管内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）や貸付可能な農地の把握に努め、新規参入者の希望に応えられる体制を整える。

##### ②農業委員会のフォローアップ活動について

新規就農者が地域に定着できるよう、農業委員及び推進委員が相談相手となり農地をあっせんするなどの規模拡大のサポートを行なう。